

小田原箱根商工会議所と株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブとの  
包括連携に関する協定書

(協議)

第6条 本協定に基づく具体的事業の実施及びこの協定書に定めのない事項については、  
甲及び乙は協議の上、その都度定めるものとする。

小田原箱根商工会議所（以下「甲」という。）と株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブ（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携協力協定を締結する。

本協定の締結を証するため、本所2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効活用することにより、  
スポーツを通じたまちづくりを推進し、地域の中小企業の課題解決につながる社会貢献  
事業への参画への道筋をつけること及び地域を挙げての人材の育成と確保を目的とする。

令和5年 5月18日

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前述の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項に連携して取り組むものとする。

- (1) スポーツを通じたまちづくりに関するこ
- (2) 社会貢献事業への参画に関するこ
- (3) 人材の育成と確保に関するこ
- (4) その他目的達成の為に必要な事項に関するこ

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項に効果的に取り組むため、隨時協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件について別途取り決めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し立てが無い限り、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知りえた秘密情報について、  
協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

甲 神奈川県小田原市本町4丁目2番地39号  
小田原箱根商工会議所  
会頭

鈴木洋介

乙 神奈川県足柄上郡大井町上大井408番地1  
ZUCC FUTSAL BASE 大井2階  
株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブ  
代表取締役社長

佐藤伸也